芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

| 改正案 | 現　行 |
| --- | --- |
| 別表（第２条関係）   |  | | --- | | １　滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目  (１)　財産の貸付に関すること。  (２)　競争入札参加資格審査申請に関すること。  (３)　行政財産の使用許可に関すること。  (４)　町有財産の売買に関すること。  (５)　物品等の購入に関すること。  (６)　業務の委託に関すること。  (７)　工事の請負に関すること。  (８)　自動車及び機械器具の借上げに関すること。  (９)　公営住宅の入居に関すること。  (10)　農業経営基盤強化資金利子助成金に関すること。  (11)　新規就農者支援事業に関すること。  (12)　中小企業経営近代化融資・利子補給金に関すること。  (13)　住宅建設促進事業に関すること。  (14)　住宅リフォーム奨励事業に関すること。  (15)　企業誘致奨励金に関すること。  (16)　中心市街地住宅借上げ制度に関すること。  (17)　住宅耐震改修等補助金に関すること。  (18)　奨学金貸付に関すること。  **(19)**　排水設備改造資金貸付に関すること。  **(20)**　生活環境改善設備資金貸付に関すること。  **(21)**　飲用井戸水水質検査に関すること。  **(22)**　敬老祝金の贈呈に関すること。  **(23)**　就農研修者受入滞在指導助成金に関すること。  **(24)**　畜産経営安定化対策特別資金利子補給金に関すること。  **(25)**　家畜衛生検査助成金に関すること。  **(26)**　私立高等学校生徒授業料補助に関すること。  **(27)**　総合情報誌「すまいる」有料広告掲載に関すること。  **(28)**　公式ホームページバナー広告掲載に関すること。  **(29)**　子育て世帯新生活応援奨励に関すること。  **(30)** 中古住宅購入新生活応援奨励  **(31)　芽室町小規模事業者持続化補助金 （追加）**  **(32)　芽室町人材確保対策活動助成金 （追加）**  ２　特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目  (１)　人材育成事業に関すること。  (２)　重度身体障害者等交通費助成事業（タクシー）に関すること。  (３)　各種検診料（特定健診を除く。）の助成に関すること。  (４)　妊婦健康診察費助成に関すること。  (５)　重度心身障碍者及びひとり親家庭等医療費助成に関すること。  (６)　子ども医療費の助成に関すること。  **(７)　農村部高齢者交通確保対策助成事業に関すること。 (追加)** | | 別表（第２条関係）   |  | | --- | | １　滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目  (１)　財産の貸付に関すること。  (２)　競争入札参加資格審査申請に関すること。  (３)　行政財産の使用許可に関すること。  (４)　町有財産の売買に関すること。  (５)　物品等の購入に関すること。  (６)　業務の委託に関すること。  (７)　工事の請負に関すること。  (８)　自動車及び機械器具の借上げに関すること。  (９)　公営住宅の入居に関すること。  (10)　農業経営基盤強化資金利子助成金に関すること。  (11)　新規就農者支援事業に関すること。  (12)　中小企業経営近代化融資・利子補給金に関すること。  (13)　住宅建設促進事業に関すること。  (14)　住宅リフォーム奨励事業に関すること。  (15)　企業誘致奨励金に関すること。  (16)　中心市街地住宅借上げ制度に関すること。  (17)　住宅耐震改修等補助金に関すること。  (18)　奨学金貸付に関すること。  **(19)　私立幼稚園奨励費に関すること。 (削除)**  (20)　排水設備改造資金貸付に関すること。  (21)　生活環境改善設備資金貸付に関すること。  (22)　飲用井戸水水質検査に関すること。  (23)　敬老祝金の贈呈に関すること。  (24)　就農研修者受入滞在指導助成金に関すること。  (25)　畜産経営安定化対策特別資金利子補給金に関すること。  (26)　家畜衛生検査助成金に関すること。  (27)　私立高等学校生徒授業料補助に関すること。  (28)　総合情報誌「すまいる」有料広告掲載に関すること。  (29)　公式ホームページバナー広告掲載に関すること。  (30)　子育て世帯新生活応援奨励に関すること。  (31) 中古住宅購入新生活応援奨励  **(32)**　**子育て世帯親子近居等奨励　(削除)**  ２　特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目  (１)　人材育成事業に関すること。  (２)　重度身体障害者等交通費助成事業（タクシー）に関すること。  (３)　各種検診料（特定健診を除く。）の助成に関すること。  (４)　妊婦健康診察費助成に関すること。  (５)　重度心身障碍者及びひとり親家庭等医療費助成に関すること。  (６)　子ども医療費の助成に関すること。 | |